令和2年4月30日 福祉保健部保険年金課 ☎0823-25-3154

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

1 概要

呉市では、厚生労働省からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大 防止の観点から、国民健康保険の被保険者である被用者が感染又は感染が疑われ、療養の ため労務に服することができない場合に、傷病手当金の支給を行うこととしました。

2 傷病手当金について

傷病手当金とは、被保険者が病気又はけがのため労務に服することができなくなり、事業主から十分な報酬が受けられない場合、その期間、一定の金額を支給するものです。

国民健康保険の傷病手当金は,他の被用者保険と異なり任意給付になっており,国民健康保険法に基づき,条例に定めれば支給することができるとされています。

3 傷病手当金の内容

(1) 対象者

給与等の支払を受けている被保険者のうち,新型コロナウイルス感染症に感染し,又は発熱等の症状があり感染が疑われ,療養のため労務に服することができない方

(2) 支給対象日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(最長1年6か月)のうち、労務に服することを予定していた日 ただし、事業主から給与等の支払を受けることができる日を除く。

(3) 支給額

直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額÷就労日数×2/3×就労予定日数(上限あり。)

(4) 適用

支給対象日の初日が令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

(5) 財源

支給に要した費用は、緊急的・特例的な措置として全額国からの財政支援を受ける予定

4 申請手続

所定の申請用紙に事業主及び医療機関にて必要事項を記入していただいた上で,保険年金課へ提出(市ホームページから申請用紙のダウンロード可)

5 問い合わせ先

保険年金課国保給付グループ(電話0823-25-3154)